

第一章

「学制」とジェファソンの教育法案

第一節 「学制」とジェファソンの教育法案 との類似点

明治5年に制定された「学制」は、その学制大綱にて「万国学制の最善良なるものを採り」とあるように広く世界の先進国の教育制度にその範を求めて起草されたもので⁽¹⁾我国における近代教育制度確立のための礎石となった画期的な教育法規であるとされている。

ところで井上久雄博士は「学制」がこのようにして起草されたことに対して「まさに学制はモザイク的な採択の手法において起草され⁽²⁾た」といっておられるが、果して「学制」は何らの基本方針も定められぬまま、単に各國の教育制度をモザイク的に寄せ集めたにすぎないものであつたのだろうか。「学制」を貫ぬく指導理念は、一体何であったのだろうか。

「学制」の規定において最も注目すべきことの第一は、周知のごとく「学制」がフランスのアカデミー（academie）の制度にならって学区制を採用し、全国を「内外之便宜を斟酌し」「國の人口に基き土地の廣狭に隨」って、8大区に分けて、これを大学区と称し、所定の府県をこれに分属させ、各大学区に大学校1校を置き（第2章）各大学区を32の中区に分けてこれを中学区と称し、区ごとに中学校1校を置くことを規定し（第6章）全国を通じて大学校8校、中学校256校、小学校53760校を設置すべきことを明らかにしていることである。
(第5・6章)

第二に注目すべき点は「無用の雑学を淘汰し大中小学の制例を建立し」更に「検査の法を詳にし必ず其階梯を誤らしめ⁽⁴⁾」ぬようにしたことである。すなわち「学制」は、その第20章においてまず「学校は三等に區別す、大学中学

小学之なり」と規定し、次いで第21章においては「小学校は教育の初級にして一民一般必ず学ばんばあるべからざるもの」と規定し、その第29章において「中学は小学を経たる生徒に普通の学科を教る所なり」と規定し、さらにその第38章において「大学は高尚の諸学を教る専門科の学校なり」と規定し、学校体制の基本構造を小学・中学・大学の三段階からなる一連の系統的組織の形態を探るものとして定め⁽⁵⁾さらに「生徒は諸学科において必ず其等級を踏ましむる事を要す故に一級毎に必ず試験あり、一級卒業するものには試験状を渡し、試験状を得るものに非ざれば進級することを得ず」（第48章）と規定して、結局、これから小学中学大学の三段階の学校階梯を下からのぼっていくためには階梯を経て試験に合格していく必要があり一応いわゆる実力主義の原則によって整えられていたことが明らかである。このことは先にあげた「学制」の第一の特色とあいまって「学制」が原則としてピラミッド型のラダーシステムを採用することを明らかにするものであるといえるのである。⁽⁶⁾さらに注意すべきことは「被仰出書」に「自今以後一般の人民（華士族農工商及婦女子）必ず邑に不学の戸なく家に不学の人をからしめんことを規す」と宣言し「四民平等」の理想のもとに、教育の機会均等をめざしていることである。つまり「学制」は明らかにすべての人民を身分や階級の別なく、一つのピラミッド型のラダーシステムの内において教育しようとするものであったといえるのである。

第三に注目すべき点は「被仰出書」に要約さ

れた形で示されている「学制」の精神ともいべきものについてである。「被仰出書」には「人自ら其身を立て其産を治め其業を昌んにし以てその生を遂るゆえんは他なし身を修め智を開き其才を長ずることによるなり。而て其身を修め智を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず、これ学校の設あるゆえん」であるとされまた「されば、学問を身を立てるの財本ともいるべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや」とあり全文を通して個人主義的、功利主義的教育観が「学制」を支える指導理念として貫して流れていたことである。さらに、從来学問を国家のためにするとする宗教的考え方を否定して「沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の為にすと唱ふるを以て学費及び衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ばざる事と思い一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり」として、明らかに「学制」は国家権力の下に全国的規模において公共的性格の極めて高い学校制度の確立を志向しながら、人々の私的教育要求を満たすための学校であるべきことが主張されていることである。これは、たとえその背後に財政難のため授業料制度をとらざるを得なかつたという事情があったにしても、「学制」が高い公共的性格とともに徹底した個人主義的思想を採用していたことは確かなことといえるのである。

さらに「從来学校の設ありてより年を経ること久しう雖も、或は、其道を得ざるよりして其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至りては之を度外におき學問の何物をかを弁ぜず、又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば、國家の為にすと唱へ身を立てるの基を知らず」と封建的身分社会における教育のあり方、すなわちその貴族性や學問の封鎖性を逐一批判し、先に述べたごとく、教育の身分制、階級制を打破し教育の機会均等を主張しているのである。

また、その教育内容は「日用常行言語書算を始め、士官農商百工技芸及び法律政治天文医療

等に至る迄凡人営むところのことを学あらざるなし」として生活に即した學問教育を主張し実学主義を標榜しているのであるが当時アメリカの中等教育機關をのぞいては、どこの国の中等教育機關においてもまだ正式に教えられることはなかったと考えられる測量学をはじめとして記簿学化学博物学といった諸々の実用的な教科が教えられることになっていたのである。

以上みてきたところから明らかのように「学制」においては、(1)個人主義的(2)功利主義的：実学主義的教育といったアングロアメリカンの間に最も普及していた教育思想にもとづく実際的な教育を、当時、唯アメリカにおいてのみ実現していた教育の機会均等の原則の上に立つ社会階級身分等によって差別されることのないピラミッド型に構築されたラダーシステムを通じて行おうとしていたとみることができるのである。

しかし、このようなピラミッド型に構築されたラダーシステムをとる学校制度を行政管理運営する機關として、まず「全國の学校は之を文部一省に統ふ」(第1章)と規定し全國の学校行政が強力な中央教育機關である文部省を通じて行なわれるべきことが明らかにされているのである。

この文部省に直属する地方行政機關として各大学本部に督學局を置き「付属官員數名を之に充て本省の意向を奉し地方官と協議し大区中へ諸学校を督し及教則の得失生徒の進否等を検査し論議改正することあるべし」(第15章)と規定し、さらに各中区内には「学区取締10名乃至12・3名を置き、1名に小学区20名或は30名を分ち持たしむべし此学区取締は専ら区内人民を勧誘して務て学に就かしめ且学校を設立し或は学校を保護すべきの事或は其費用の使用を計る等一切其受持所の小学区内の学務に関する事を担任し又一中区内に關する事は互に相論議し専ら便宜を計り区内の学事を進歩せしめんことを務むべし」(第8章)と規定していることが目につくのである。この学区取締は地方官によって任命されることになっていたが、

その選任は該地域の住民中名望あるものの中から行なうことになっていたのである。（第9章第10章）さらに法規には規定されなかつたけれども、実際的な要求に駆られて自然発的に末端地方教育行政区域である各小学区内に、その設立する小学校の直接管理に当るものとして、学校世話係りともいべきものが置かれ、この学校世話係りが学区取締の指示を受け、かつこれと協力し、他面戸長等と相はかって、その小学区域に設置された小学校に関する一切の世話を実際的に行なっていたといわれていることが我々の注意をひくのである。すなわち、このような学区の区分の仕方及び大・中・小の学区→学区取締→小学教員と続く「学制」の中央集権的な行政管理の方式はフランスの制度に最も近く、このような類似性の故にこそ、「学制」はフランスの「ギゾー法」や「ナポレオン法」（佐沢太郎の訳した「仏国学制」の内容の少なからぬ部分がナポレオン法の翻訳だといわれている）の模倣あるいは翻訳だといわれてきたのである。

しかし、実際には「学制」は単にフランス、アメリカ、イギリスの教育制度や教育理念のみならず、ドイツ、オランダその他の国々の制度⁽⁸⁾をも参考にして書かれたものであったのである。とはいながら「学制」はこれらの様々な国々から、何らの基本方針もなしに無差別にアイデアを取り入れて起草されたものではけっしてなく、ある一つの意志あるいはすくなくとも近代という新しい社会を夢見る人々に共通の願望といったものに支えられて起草されたものであったといえるのである。そのような共通の願望があったればこそ「学制」は一般によくいわれているように行政面においてフランス流をとりながら、教育の実際面においてはアメリカ流を採用する⁽⁹⁾という組合せが考え出されたものとみることができるのである。

ところで、このような主としてフランス流とアメリカ流の教育の組合せを行なう場合のねらいとするもの、つまり指導理念は一体何であったのであろうか。このようなアイデアの組合せ

は「学制」のみにみられる固有の組合せだったのであろうか。実はそうではなく、このような組合せは「学制」が制定される90年ほど前に一人のアメリカ人によって、すでに、考え出されていたことなのである。しかしてそのアメリカ人こそ、アメリカの独立宣言の起草者、トマス・ジェファソン（Thomas Jefferson）その人であったのである。

ジェファソンは1779年にヴァージニア州議会に全19条よりなる公共学校制度樹立のための法案「知識をより一般に普及させるための法律案」（Bill for the More General Diffusion of Knowledge）⁽¹⁰⁾の中で72の郡（County）よりなるヴァージニア州全体を、各々郡の大きさや便宜に従って2つ乃至は5つずつの郡よりなる20の学区に分け、これを「学制」の中學区に相当するグラマースクールを1校設置するための学区として（第9条）さらに各郡を児童の通学の便を考慮し、かつ小学校1校を設置するに適當な児童数を確保しうる程度に分って「学制」の小学区に相当する学区を設けこれを100戸区（hundreds）として（第14条）それぞれに、中等教育機関たるグラマースクールと、初等教育機関たる読み書き学校すなわち小学校を1校ずつ設置することを提案しているのである。

小学校においては3Rsの教授の外にギリシャ、ローマ、イギリス、アメリカの歴史に親しませるものとし（第6条）、グラマースクールにおいてはラテン語、ギリシャ語、英文法、地理、高等算数⁽¹¹⁾を教えるものとし（第13条）その上に州立大学として改造されるよう提案されていったウィリアム・アンド・メリード大学⁽¹²⁾を位置づけ（第19条），学校体制の基本構造を小学校、グラマースクール、ウィリアム・アンド・メリード大学の三段階の学校からなる一連の系統だったものとしているのである。さらに、三年間の小学校教育を無償とすると同時に、これを義務制にし（第6条）グラマースクールの教育は義務制ではなかったので授業料を徴収

することにはなっていたが、奨学制度によって貧しいがしかし能力のあるものには門戸を開く方針をとり、視学官(overseers)が各小学校から、最も成績優秀なる者を、試験その他の公正な方法によって選抜し、公費をもって、寄宿学校であるグラマースクールに学ばしめ、さらに、グラマースクールにおいて優秀なる成績をおさめた者に対するは、一年間だけ給費生となることが許され、そのうえ成績優秀なるものにはもう一年、すなわち二年間給費生たるべきことが許され、さらに優秀な成績をおさめた者には、以後四年間、すなわち通算六年間給費生たるべきことが許され、その費用は、すべて公費をもってまかなわれるべきこととされているのである。(第 16・17・18 条) さらに、州内 20 校の各グラマースクールの卒業生のうちから学術品行共に最も優秀な者を試験その他の方法によって選びだし、ウィリアム・アンド・メリード大学に進学する資格を与え三年間の大学教育を受けるに要する費用は、授業料その他の教育費、寄宿料はいよいよ及ばず、被服費に至るまですべて公費をもってまかなわれるべきこととされているのである。(第 19 条)

以上みてきたところから、ジェファソンの案が、すでに「学制」同様、すべての人民を身分や階級の別なく一つのピラミッド型に構築されたラダーシステムをとる学校体制を通じて教育しようとしていたことが明らかである。

第二節 ジェファソンの教育法案に対するスコットランド教育制度及びフランス教育制度の影響—ピラミッド型ラダーシステムと中央集権的教育行政組織の組み合わせ—

ところで、ジェファソンはこのようなラダーシステムのアイデアをどのようにして持つようになったのであろうか。すぐれたジェファソン研究家でもあるコナント博士は、ジェファソンが、スコットランドの教育改革者ジョン・ノックス(John Knox)の「第一の訓育の書」

(The First Book of Discipline) を所有していたこと及び、ジェファソンがスコットランドの科学者で、有名なルーナー・ソサイアティ(Lunar Society) の有力メンバーでもあったウイリアム・スマール博士(Dr. William Small)の教えを受け、彼の影響を強く受けた事実のあるところから、⁽¹³⁾ ジェファソンは、スコットランド教育制度とりわけノックスの教育計画に少なからぬ影響を受けたものと判断しているのである。

スコットランドにおいては、政治的動機と宗教的動機がいり組んで作用しあい、長老派と英國国教会派とが一世紀にもわたって争いを続けていたのであるが、1560 年ついに、ジュネーブにおいてカルヴァインの強い影響を受けて帰ったジョン・ノックスの指導の下に宗教改革が断行され、議会は、スコットランドの教育制度としてカルヴァイン主義にもとづく長老派の教育制度を採用することに決定しているのである。この改革によりスコットランドに民主的な教会組織と社会のあらゆる組織に対する教会の優位を主張する神権政治(theocracy)の形態がジュネーブから、そっくりそのまま移し植えられることになり、その結果として、教会が教育に関する全権を持つべきであることが主張され、中世以来徐々に発達してきた三つの大学(St. Andrews , Glasgow , Aberdeen)と幾つかのグラマースクールと教区学校制度からなりたつ全教育制度を改革派教会がひきうけ、その一切の管理運営を行なうことになったのである。しかし、そのための計画として、1560 年にノックスをはじめとする 6 人の聖職者達によって著わされたのが「第一の訓育の書」であったのである。⁽¹⁴⁾

この「第一の訓育の書」において、子供の教育は、親の社会的地位に關係なく、すべてのものに与えられなければならないことを強調し、子供を教育することは、父親の義務であるとされ、すべての教区に 1 校ずつの小学校がおかるべきこと。すこしでも名の通っているような町

には、特にそうであるが、少とも数教区に1名、文法とラテン語を教える教師を任命しなければならないこと。グラマースクールの生徒は、小学校の児童の中から試験によって選び出されなければならないこと。さらに、大学の学生は、グラマースクールの生徒の中から選抜されなければならないこと。その際の試験官は、町内で最も学識のある人々を加えた牧師、長老でなければならないこと。すべての子供たちにより進んだ知識か又は生活の役に立つような技術を身つけさせてやらなければならないこと。大学には給費生制度が設けられるべきこと。しかしこれから建てられなければならない学校として、毎教区に小学校1校(2か年)、都市にグラマースクール(4か年8才—12才)大都市にはカレッジ(12才—16才)を1校、さらに、その上に従来通り St. Andrew, Glasgow, Aberdeen の三つの大学(教養部として4か年: 16才—19才、専門学部として5か年: 19才—24才)が位置づけられるべきこと。全学校制度を通じて、宗教教育、特に教会の信条が必ず教えられなければならないこと等の規定が含まれていたのである。

このノックスらの考え出した高遠なる教育計画は、貴族達の反対にあい、また、イングランドとの抗争を通じ経済的に疲弊していたことから、すぐさま実施されることとはなかったが、1592年、新しい改革者アンドリュウ・メルヴィル(Andrew Melville)の努力により長老派教会は議会においても完全にスコットランドにおける国教会として認められる⁽¹⁶⁾ようになるのであるが、その後、1616年には枢密院(Priy Council)が全教区に対して小学校1校を設立することを義務づけ、そのため土地が割り当てられることになり、さらに、1633年には、そのための規定がスコットランド議会において制定されることとなり、ノックスらの計画の一部が実現され、1642年にはすでにより詳細な法律が制定され、国民教育制度の基礎が確立されていたのである。

このようにみてくると、コナント博士も指摘しているように、ジェファソンが、ラダーシステムに関するかぎり、スコットランドの教育制度からそのアイデアを受けたであろうことは、当然ありうることと考えられるのである。

さらに、ジェファソンは、そのラダーシステム内で行なわれるべき教育があくまで実用的なものでなければならず、特に、大学においては、実際の役に立つすべての科学(all the useful sciences)が教えられなければならないことを機会あるたびごとにくりかえし主張しているのである。しかし、このような主張も、結局、スコットランドの科学者スマール博士らに影響されたものであろうことは容易に想像されるところである。もちろん、彼が自らの法案において提示した教科は「学制」の制定される90年以上も前のことでもあり、「学制」のそれよりも、はるかに単純なものであり、有用性が強調されていたにしても、それは商工業を中心とする産業社会における有用性というよりはむしろ政治的有用性とでもいべきものであったことは確かなことである。⁽¹⁷⁾これは自分の土地に住む独立自営農民を主体とする農本主義にもとづく共和国を夢み、都市化と商業化に対する強い偏見をもっていたジェファソンの考え方と深く関係することであり、明らかに彼の限界を示すものであったということはできる。しかし、それは広大なヴァージニアの大自然の中で農民の子として育ち、自らも農民であった彼の生い立ち彼をとりまく豊かな南部の環境並びに彼の活躍した年代を考えあわせる時、やむをえざる偏見であったともいえるのである。それはともかくとして、ここでとくに強調しておきたいことは、彼の起草した教育法案が、「学制」と同様、きわめて個人主義的で、実学主義的な教育観に支えられたものであると同時に教育の機会均等を強く主張するものであり、教育制度全体の構造がラダーシステムに整えられ、それがすくなからずスコットランドの教育制度の影響を受けたものであったらしいことである。

しかし、注意しなければならないことは、いかにジェファソン案とスコットランドの教育制度との間に共通点が認められるにしても前者が後者の盲目的な模倣でなかったことは確かなことであり、とくに、行政管理のための機構には大きな差異が認められることである。すなわち、スコットランドの学校はスコットランドの国教である長老派教会の教会組織、つまり教区制度を通じて管理運営されることになっていたのに対し、ジェファソンは、学校を教会制度の拘束から解き放ち、教会制度とは無関係に、小学区(100戸区)、中学区(グラマースクール区)等の学区を設け、それぞれの学区に学校の設立維持の義務を負わせ、教育内容に関しては、中央教育行政機関でもあるウィリアム・アンド・メリーランド大学に、督学官(visitors)を置き、この督学官に州内教育全般に関する計画並びに監督を行わしめようとしているのである。(第7条及び第14条)。

さらに、各郡(county)に、毎年州議員を選挙するために設けられている選挙人によって選出される地方名望家たる3名の学区取締(aldermen)を置き(第2条)より実際的な小学校の行政管理のためにはこの民選の学区取締によって選出される任期1年の視学官(overseers)を小学校10校毎に1名ずつ置くことを提案しているのである。

しかし、この視学官に教員の任命及び解任の権限を与えるとともに、すくなくとも、年一度ずつ管轄区域内の学校を訪れ、ウィリアム・アンド・メリーランド大学の督学官によって作成され、勧告された一般的な教育計画(General plan of reading and instruction)がよく実施されているかどうかを視察する権限を与えるべきであると提案しているのである。また、グラマースクールの実際的な行政管理のためには各郡1名の割で視学官(overseers)によって任命されるグラマースクール視学(visitor from each county)に任命される監督官(Rector)が置かれるべきであるとされ、彼に教員の任命及び解任の権限をはじめとし、授業料の額の決定権、

生徒の試験、すくなくとも年2回学校を訪問し、ウィリアム・アンド・メリーランド大学の督学官によって作成され、勧告された教育計画が実際に実施されているか否かを視察する権限を与えるべきであるとしているのである。(第14条)。

また郡視学官には、学区取締と協力して給費生を選抜する権限をも与えているのである(第16条)。

そこには、スコットランドの制度からではなく、フランスの制度から多くを学んだ形跡が、はっきりと認められるのである。つまりジェファソンの教育法案を特徴づけるものは(1)スコットランド流のピラミッド型ラダーシステムの学校制度と(2)フランス流の学者統制と中央集権的行政組織が採用されているということであり、その上に(3)アメリカ固有の教育行政に対する民意の反映のための機構が加味されていることにあったということができるのである。しかして、このような組み合わせは理神論者として信教の自由を唱え、教会と国家の分離を主張し、強大な世俗権力にあくことのない敵意を示していたジェファソンの当然の教育制度的表現であったといえるのである。とくに、彼が、いかにスコットランド教育制度の合理性に心を動かされていても、それが、ジェファソンの嫌悪するカルヴァン及びカルヴァン主義に彩どられ(20)その教会制度を通じて管理運営されるものであった以上、それをそのまま模倣するわけにはいかなかつたのである。かくして、ジェファソンの教育法案は、バージニヤー州のみを対象として整えられたものであり、「学制」よりもずっと規模の小さなものではあったけれども、両者の間には、驚くほどの共通点が認められるものとなつたのである。

もちろん、両者の間には、規模の違い以外にもいくつかの見逃しえない相異点が見受けられる。その主なる相異点を挙げるならば、第一は、州内の中等教育機関以下の教育機関を司る中央教育行政機関として、ジェファソン案がフランスの制度と同様、大学(ウィリアム・アンド・

メリード大学)を考えていたのに対し、「学制」が文部省を中央教育行政機関としていることであり、その第二は、ジェファソン案が学区取締を公選として民意の反映を計っているのに、「学制」においては、土地において名望ある者の中から地方官が任命することとしていることであり、その第三はジェファソン案が公費による無償の教育を考えているのに対して、「学制」が受益者負担の原則をとり、授業料制度を主としていたこと等をあげができるのである。しかし、これらのことと除けば、法案作成にあたってとられた基本的態度には、両者の間にきわめて強い類似性が認められるのである。しかも「学制」が中央教育行政機関を文部省としていることの背景には、明治2年(1869年)7月8日に制定された国家行政組織に関する官制において⁽²¹⁾、フランスの例にならって大学校を中心教育行政機関とし一度は位置づけながら、大学において洋学関係の教官と国学漢学関係の教官との間、さらに国学関係の教官と漢学関係の教官との間にたえず紛争が起り、明治3年(1870年)7月12日に学制御改正に付当分本校被止候事⁽²²⁾が出され大学本校の教授が停止される等のいきさつがあり、それがきっかけとなって明治4年(1871年)8月10日文部省が設置されることになったという特殊な事情があったこと⁽²³⁾また「学制」が受益者負担の原則をとり、大学校にあっては、1月7円30銭、中学校にあっては1月5円50銭、小学校にあっては1月50銭という、当時の実情からみてまさに驚異的な高額の授業料を徴収することになっていたことは、注目に値する点である。しかし、これは幕藩体制下における武士の教育が極めて公的なものであり「国家の為にする」もので、従って「学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し」得るものであるという儒教精神にもとづく「沿襲の弊」⁽²⁴⁾を是正しようとする意図にもとづくものであったこと並びに出来あがったばかりの新政府の財政状態が窮乏を極めていたという我国特有の事情があ

ったこと等を無視することはできないと考えられるのである。事実、授業料制度にかんしては、「便宜に隨い各区の状態及学校の事情により暫く下等より少く定むることあるべし」(第97章)と規定されており、更に「学校を設立し及之を保護するの費用は中学は中学区に於てし小学は小学区において其責を受くるを法とす」(第98章)と規定し、学校経費の設置者負担の原則も同時に採用されており、又第99章においては「小学を広普して学則完整ならしめる為に」国庫補助の規定も設けられていることからも、学校の設置維持に関して國又は公共団体の財政的役割の重要性を無視していたわけではなかったのである。更に、「学制」が施行されるに際して政府はその着手の順序を示しているのであるが、その中で、「生徒成業の規定あるものは務めて其大成を期せしむべき事⁽²⁵⁾」とし、学資給貸制度を設けるなどして⁽²⁶⁾、能力ある者の育成には、いたく力を注いでいたことがわかるのである。

更に、学区取締に関しては、「学制」の最もひんぱんに参考としていたと考えられるギゾー法においてさえ「市町村の学校には、市町村長、助役、議長、主任司祭、牧師、郡の委員会により選任された著名の住民から構成されたる地方監督委員会を設置するもの⁽²⁷⁾」として、ジェファソン法ほどではないにしても教育行政に民意反映の機会を与えていたのに対し、「学制」が単に「地方官に於て之を命ずべし」としていることは、注目すべき点といえるのであるが、このことに関しては、それなりの理由があったと考えられるので、後により詳しく検討することにする。

以上のようにみてくると「学制」とジェファソンの法案との間には、たとえ、前者の起草にあたって、後者が直接参考資料として用いられるといった関係こそなかったにしても、單なる偶然の一致以上の関係があったのではないかどうかと推測されるのである。しかして、両者の類似性について吟味、検討することは、特に次の

二つの点において「学制」の性格を考える上に役に立つように思われる所以である。その第一はジェファンの法案を支える基本的考え方が、たとえ極めて間接的な経路を辿ってではあれ、「学制」にとり入れられる可能性があったことであり、その可能性を吟味することにより「学制」の性格をより明確なものにしうるようと思われることである。その第二は「学制」の実施にあたって、文部省の最高顧問として我国に招聘されたマーレイの性格についての理解をより深めることが出来、かつ、彼の業績を正しく評価する手がかりがつかめるように思われることである。そこでまず第一にジェファン案を支える基本的考え方何であり、それが、どのような間接的経路を経て「学制」に影響したと考えられるかについて検討してみたいと思う。ところで、直接その検討に入る前に、ジェファンとフランスの教育制度との関係について、いますこし詳しくみておきたいと思う。

ジェファンは周知の如く、1785年にはフランクリンの後任として駐仏公使に任命され1789年フランス革命の時まで、その職にあったのであるが、それ以前からアメリカの独立戦争にはせ参じた血氣さかんなフランスの青年ショヴァリエ・ケネー(Chevalier Quesnay de Beaurepaire)らを通じて革命前夜のフランスの事情には、いたく関心を寄せていたのである。ちなみに、ショヴァリエ・ケネーは、著名なフランスの学者であり又重農学派の経済学者であり、かつルイ15世の宮廷臣でもあったフランスソワ・ケネー(Francois Quesnay)⁽²⁸⁾の孫にあたる人であったのである。。フランスソワ・ケネーは、百科全書派の1人でもあり、ミラボーや後にジェファンとも親交のあったデュ・ポン・ド・ヌムール(De Pont de Nemours)⁽²⁹⁾にも大きな影響を与えていることは、實に興味ある事実である。ちなみにケネーは母国の学士院とも関係をもっており、ゴンドルセ(Louis Marguis de Condorcet)等とも交友関係があり、後に、彼がフランス文化を紹介することに

より、フランスとアメリカの絆をより強めようとして、アカデミー(Academy of Sciences and Arts)を1校リッチモンドに設立しようとした際には、コンドルセ等の助言を得ているほどの間柄であったのである。このケネーの計画は、ジェファンの心をいたく刺戟し、彼の高等教育に対する関心を深める原因の一つとなつたといわれているのである。⁽³⁰⁾又、ジェファンはフランスの政治家であり経済学者でもあったデュポン・ド・ヌムール(Pierre Samuel de Pont de Nemours)とも知りあっており、何度も手紙の交換を行っていたのである。しかし、彼等の関係は、ジェファンが、ヌムールに対してアメリカ合衆国そのための国民教育計画(National Education in the United States)⁽³¹⁾を立てることを要請するほど緊密なものとなっていたのである。ちなみにヌムールは、三部会のメンバーで、憲法制定会議にも出席しており、その議長さえつとめていた人であったのである。しかし後、王党派についていたため1792年反動分子として逮捕され、投獄されたが1799年にアメリカに移住、ジェファンの極く親しい友人となっていたのである。しかし、ここで注意しておかなければならぬことは、ヌムールの「アメリカ合衆国そのための国民教育計画」が、ジェファン案より20年も後に書かれているばかりでなく、ジェファンを満足させることはできなかつたことである。⁽³²⁾ジェファンが彼の教育法案を書いた当時フランスではタランペールやディドロを中心とする有名な百科全書派の活躍がめざましく、1762年にはルソーが「エミール」を、翌63年にはラシャロッテが「国民教育論」を1772年にはコンディヤックが「パルマ公の教育のための講義録」をそれぞれ書いてはいるけれども、タレーランが憲法制定会議において、自らの学制案の説明を行ったのは1790年になってからのことであり、ミラボーの「公教育計画」が公刊されたのは翌年の1791年のことであり。更に有名なコンドルセの「公教育一般組織に關

する報告および法案」が立法議会にかけられたのは、1792年になってからのことであり、
ジェファン案におくれること13年を経てからのことであったのである。⁽³³⁾以上的事実から
いかにその外形においてジェファンの法案が、
フランスの教育制度と相通ずるものであったに
しても、それが単なるフランス教育制度の焼な
おしではなかったことがわかるのである。否、
カバリーによれば事実は逆でありこのジェファン
の計画は1784年頃フランス語に翻訳さ
れており彼がフランス駐在公使としてフランス
に渡った際にフランスに持ち込まれ、それが
1800年フランスにおいてヌムールらを通じ
てフランスの教育改革に部分的に利用されると
になったとさえいわれているのである。⁽³⁴⁾又
コナント博士も1792年にコンドルセの提出
した教育計画には、ジェファンのラディカルな
考え方方が反映されているとみることができ
るとして、⁽³⁵⁾ジェファンの独創性を強調し、フ
ランスの影響をどちらかというと低く見積って
いるのである。しかし、ジェファンの考えが
フランスの教育改革に際しどの程度の影響を与
え、又フランスの啓蒙思想家達の考えがジェファン
の教育法案にどの程度採用されたかにつ
いて明らかにすることは、資料的にみてそう容
易なことではないように思われる。しかしジェ
ファンの教育法案が、彼の独立宣言と共にヨ
ーロッパ啓蒙思想、とりわけフランス自由主義
の流れを汲む社会派人道主義(social human-
itarianism of French Liberalism)の
強い影響の下に起草されたのであることは確
かなことであり、⁽³⁶⁾そこには明らかに、アングロ
サクソンのより個人主義的な自由主義の伝統と
の結合がみられ、その辺にジェファンの独創的
な見解が生みだされた原因が認められるので
ある。しかしてジェファンが、フランスの啓
蒙思想家からゆずり受けたものは、自然権や、
自由平等の概念であり、教会制度の一部として
のそれではなく世俗の国家機関(state
institution)としての教育制度の確立といふ

⁽³⁷⁾
ことにあったとみることができるるのである。
つまりジェファンの教育法案もコンドルセを
はじめとする、フランス啓蒙主義思想家の教育
計画と共に、ヨーロッパ啓蒙主義を母体とする
ものであったのである。

又、ジェファンのラディカルな教育計画が
フランスの教育改革にすくなく影響を与えた
とするならば、それはあたかもフランスとフ
ランスの啓蒙思想が、アメリカの独立を助け、
アメリカの独立戦争の勝利が、いたくフランス
の市民を刺戟し、市民革命の原因となったこと
と、極めてよく似た関係であったといえるので
ある。

第三節 ジェファン教育法案の目指すも の一自然の貴族制の確立

ところでジェファンは、啓蒙主義の最盛期
においてどのような意図のもとに、スコットラ
ンド流の個人主義的、実学主義的な教育思想に
支えられたピラミッド型ラダーシステムをとる
学校制度を、フランス流の中央集権的教育行政
機構を通じて、管理運営する仕組を考え出した
のであろうか。それは、實に彼の「自然の貴族
制」(natural aristocracy)という言葉に圧縮
表現されている一つの政治思想を実現するため
のものであったことがわかるのである。このジ
ェファンの自然の貴族制の概念は彼の独立戦
争以来のマサチューセッツ出身の僚友であるジ
ョン・アダムズにあてた1813年10月28
日付の手紙⁽³⁸⁾の中に最もよく表現されてい
るといえるのである。このジェファンとアダム
ズの手紙を通じての対話は「アメリカ史のうち
で最も有名なしかもある意味において最も意義
の深い対話」⁽³⁹⁾であるとされているものであ
るが、その最も重要と考えられる部分を抜粋し
てかかげるならそれは次のようなものである。

「…人間のあいだには自然の貴族制があると
いう点で、あなたと私は同意見です。この貴
族制の基礎は徳と才能であります。昔、貴族
のあいだでは、肉体的な力がはばをきかせて
いました。しかし、大砲が発見されて、弱者

も強者と同じように飛道具という殺人器で武装されるようになつてからといふものは、肉体上の強さは、美とか善良な気質とか上品さとか、その他の教養と同じく、貴族を他と区別する根柢のうちでも補助的なものにすぎなくなってしまいました。一方人間のあいだには、富と出生にもとづき、徳と才能のいずれも欠いた人為の貴族制もあります。と申しますのは、徳と才能がそなわっていた場合には、それは自然の貴族制に属するはずだからで、自然の貴族制こそは、社会がその指導をうけ、それを信頼し、その支配をうけるようになると自然が人間に与えた最も貴い賜物であると私は考えます。このような自然の貴族を政府の官職に送りこむ純粋な選挙を最も効果的に準備している政府の形態こそが、最良のものであるとさえいってはいけないでしょか。
私が最良の解決策だと思うことは、わが諸州のすべての憲法によって、貴族 (aristoi) を偽貴族 (pseudo-aristoi) からつまり小麦を穀殻から自由に選って分離することを市民にまかせると規定することあります。全般的にみれば、市民は本当に立派な賢明な人を選ぶことでしょう。」⁽⁴⁰⁾

と述べた後、ジェファソンは自然の貴族制を確立するために、ヴァージニヤにおいては彼自身が起草した法律案を成立させることにより、限嗣相続制 (entails) と長子相続の特權 (privilege of primogeniture) を共に廃止しており、もし彼が準備したもう一つの法律案が議会で承認されたならば、彼が頭に描いていた仕事は完全に成功したであろうといっているのである。しかしてこの彼が準備したもう一つの法律案こそが、先にみてきた 1779 年にヴァージニヤ議会に提出された「知識をより一般に普及させるための法律案」であったのである。そして、この法律案がもし実際に成立すれば「徳があり、才能豊かなものが、あらゆる生活条件にあるもののなかから探し出されて、富と出生との競争に打ち勝って公共の信頼をうける準備が、

完全にととのつたはずでした。」と述べているのである。すなわち彼は、すでに社会が素朴な武力による支配体制から、土地所有関係を媒介とする門地、家柄による支配体制へ、更にそれに資本主義のもたらす富の所有関係が新しい媒介として加わった支配体制へと移行しており、それが望ましくない政治関係を生みだし政治腐敗の原因となっていることを見抜き、これを是正するために新しい意味における能力による統治、すなわち徳と才能による統治が実現されなければならず、そのような統治体制の確立を可能にする一つの基本的な条件として新たに、教育制度を再構成する必要のあることを主張しているのである。

このような彼の主張は、英國の伝統を重んじ貴族生活をほこりとする大農園主が支配的であり、かつ奴隸制度の上になりたっていたヴァージニヤの社会においては、あまりにも、高遠にすぎる理想とされ全面的に受け入れられるところとはならず、わずかに小学校に関する部分のみが、13 年後に非常に不完全な形において、「ヴァージニヤに公立学校を樹立するための法律」(An Act to Establish Public Schools in Virginia) として法制化されているにどまっているのである。⁽⁴²⁾ これは我国の「学制」が公布されはしたものその実施が難航を極めわずかにその一部しか実現されなかったことよく似た現象であったといえるのである。

アメリカの伝統において教育への信頼とそれを確保しようとする熱情ほどヒロイックなものはなかったといわれ、特にアメリカ史の初期の頃に、それが顕著に見出されたといわれているが、この教育に対するヒロイックなまでの信頼感のあらわれの一つとして、諸々の事情から結局失敗には終ったけれども、ジェファソンその人をも含む歴代の大統領達によって国立大学の設立案が繰返し提出されていること、⁽⁴³⁾ 又、ベンジャミン・ラッシュ (Benjamin Rush), ロバート・コーラム (Robert Coram), サミュエル・ノックス (Samuel Knox), サミュエル・スミ

ス (Samuel Smith) といった人々によって、国民教育制度案が書かれていること、(45)などをあげることができるのである。しかしてジェファソンの教育法案は、このようなアメリカにおける国民教育に対する関心の一般的な高まりにさきがけて起草されたものだけにこれらの人々の中央集権的で無月謝の公共学校制度の確立を志向する教育案には少なからず影響を与えたものといえるのである。いうまでもなく、彼の教育法案に見出される考え方が、アメリカの教育制度の成立過程において、実際にどのような影響力をもったかについて具体的に証拠をあげながらあとづけることは、かならずしも容易なことではない。

しかし、彼の考え方方がアメリカの将来を見抜く鋭い洞察力をもつものであり、たとえ彼の教育思想がある時には、彼の持つ政治思想の限界と共に、あるいは否定され、あるいは忘れ去られたように見える時期はあっても、全くその生命力を失なってしまうことはなく、アメリカ教育制度を支える一つの基本的な考え方を提供するものとして、幾度かその姿こそ変えながらも、現代に至るまで、死にたえることなく、常に何らかの形で影響力を持ちつづけてきたということができる。(46)

ジェファソンの影響について、特に「学制」との関連において、興味ある事実は我国の近代教育制度の創設期、つまり「学制」実施の時期から「教育令」の制定に至るまでの6年間、我国文部省の最高顧問として来日したラトガス大学の教授ディヴィッド・マーレイ博士(Dr. David Murray)が、その生涯の大部分をニュージャージー州及びニューヨーク州において過しているのであるが、これら二つの州の教育制度の発達にジェファソンの影響がかなりはっきり認められることである。

まず、ニュージャージー州における影響についてみるとならば、1810年にはヴァージニヤ州におけるジェファソンらの公立学校制度確立のための努力が部分的に稔り、貧民を教育するた

めの基金が設立されているのであるが、このようなヴァージニヤにおけるジェファソンらの努力に刺戟されて、メリーランド(1812), ニューヨーク(1805), デラウエア(1796), ジョージア(1817), ニューハンプシャ(1817)ケンタッキー(1821), ヴァーモント(1825)ノースカロライナ(1825)の各州においてもそれぞれ同様の教育基金が設けられているのである。(47)ニュージャージー州においても、1816年には無月謝の公立学校維持のための州教育基金が設立されているのであるが、この基金設立のために最初の法案を起草した人は、ジェームズ・パーカー(James Parker)であったのである。彼はニュージャージー州でもきわだった名門の出であり、彼の家は早くからラトガス大学のよき理解者として大学に莫大な寄付を行っていたのである。彼自身は独立戦争以前においては、プロヴィンシャル・カウンシル(Provincial Council)つまり大陸会議の一員としてニュージャージーを代表し、又独立戦争以後は、州の議員や連邦議会の州代表議員として活躍し、その間ジェファソンとも親交があり、大のジェファソン信奉者となっていたのである。しかし彼がニュージャージー州において無月謝の公立学校制度確立のために奔走したのもジェファソンの考えに影響されてのことであった(48)。もっとも、富裕な住民が比較的多く、貧富の差が大きく、宗教的多様性の強かったニュージャージー州においては私立学校、宗派学校が教育の中心となっており、公立学校制度の確立は、パーカーらの努力にもかかわらず、ヴァージニヤ州と同様、難航を極め実際に州公立学校制度が樹立されたのは1838年になってからのことであり、州憲法に教育に関する条項が盛り込まれたのは、1844年になってからのことで(49)、更に公立学校から貧民学校觀が除去されるようになったのは、それ以後のことであったのである。(50)しかし、ニュージャージー州において、早くからかなりはっきりした形においてジェファソンの影響がみ

とめられることは見逃しえぬ点である。

次にニューヨークについてみるならば、ニューヨーク州の初等教育から高等教育までをも含む、包括的な教育制度が確立されたのは1784年のことであったが、この制度は、「ニューヨーク州の大学」(the University of the State of New York)と呼ばれ、その中央教育行政機関は「ニューヨーク州の大学の理事会」(the Board of Regent of University of the State of New York)であったのである。この「ニューヨーク州の大学」の制度は、明らかにフランスの教育制度の模倣であり、特にディドロ(Diderot)が1776年にロシヤのカザリジ二世のために準備した教育計画に基づくものであったといわれているのである。ちなみにこのディドロの教育計画は後に「学制」にも直接影響を与えることになったナポレオン法の源流をなすものであったのである。⁽⁵¹⁾このようにニューヨーク州がフランスの制度、特にディドロの計画を採用するにあたって最も大きな役割を演じた人は、当時ニューヨーク州知事をつとめるかたわら後のコロンビヤ大学、すなわち、キングス・カレッジの理事でもあったジョージ・クリントン(George Clinton)であったといわれているのであるが、彼は独立戦争以前においてはニュージャージー州のパークーと同様、大陸会議の一員として、独立宣言のために奔走し独立戦争以後においてはニューヨーク州知事となり、フェデラリスト反対の急先鋒となり、1805から1812年までは副大統領として、リパブリカン選出の大統領であるジェファソンやマディソンを助けており、彼がジェファソンの影響を受けていたことは確かなことといえるのである。又、クリントンはその他のニューヨーク州の有力者達と共に、フランスのエルヴェシュース(Helvetius)、ヴォルティル(Voltaire), テュルゴー(Turgot), ラシャロッテー(La Chalotais)、ローラン(Rolland)等啓蒙思想家の崇拜者であったといわれており、⁽⁵²⁾ニューヨークの教育がクリントンを通じて極く初

期の頃からジェファソンの影響を受けかつフランス啓蒙思想家達の影響を強く受けっていたことはまちがいないことといえるのである。しかもニューヨークの教育は、ジョージ・クリントンの甥で、やはり教育熱心なニューヨーク州知事ダヴィット・クリントン(De Witt Clinton)を通じてさらに強くジェファソンの影響を受けることになったのである。⁽⁵³⁾もっとも19世紀前半のニューヨークにおけるクリントンを通じてみられる影響はニューヨークの特殊事情に条件づけられ、きわめて屈折の多いものとなり、有用な知識の普及の主張は安上りのランカスター助教制の奨励の形をとり、あるいは私的団体である、公共学校協会(Public School Society)を通じての貧民の子弟のための教育基金設立のための運動となっているのである。さらに選別機能をもつ公立グラマースクール設立の主張は私立の中等教育機関たるアカデミーに対する州補助金制度の確立へと向い、ジェファソンの教育計画そのものを青写真とする公共性の高い教育制度を確立しようとする意欲は全く挫折してしまったようと思われるのである。⁽⁵⁴⁾しかししてニューヨークにおいては長いことコモンスクールにおいても授業料が徴収されていたのであるが、授業料制を残すかあるいは無月謝制の税金でまかなわれる公共性の高い公立学校を設立するかに關しては、農村と都市とで意見の対立がみられ、そのため授業料廃止のための運動が1849年以後大々的に展開されているのであるが、その運動が自己の目的を達成するまでには、18年を要しており、無月謝の税金でまかなわれる公共性の高い公立小学校がニューヨークにおいて確立されたのは南北戦争以後のことであり、1867年、つまり明治のはじまる一年前のことであったのである。⁽⁵⁵⁾かくしてディヴィッド・マーレーにとってなじみの深いニューヨークにおいては彼が来日するわずか6年前になって、やっとジェファソンの考えた教育計画の一部が実現されたにすぎない状態であったのである。もっともこの授業料制を廃止し、

無月謝の公共性の高い公立学校を設立しようとする運動の推進力となったものは財産も生産手段も持たぬ移民の群であり、都市の労働者達であったのである。彼等はジェファソンの使った言葉を使って知識の普及の必要を叫び、教育を自然権(natural rights)の一つとして要求しているのであるが、そこには、自営農民中心の農本主義にもとづく共和国を夢みていたジェファソンの主張とは全く相容れない調子が感じられ、ジェファソンの考え方よりはるかにラディカルな新しい考え方の誕生を認めざるをえないである。つまり労働者達は、ジェファソンの使った言葉と同じ言葉を使って、彼等の権利を主張しているのであるが、ジェファソンの自然の貴族制の概念は、すでに彼等の心の中で否定されており、ジェファソン流のリパブリカニズムではなく、よりラディカルなジャクソン流のデモクラティックな考え方にもとづいて教育を受ける権利を主張していたことがわかるのである。⁽⁵⁶⁾つまり、皮肉にも、ジェファソンの教育計画のうち、最も基本となる無償の公立小学校設立の目的は、ニューヨークにおいては、ジェファソン流のリパブリカニズムの信奉者達によってではなく、むしろ、そのよりラディカルな側からの批判者であったジャクソン流のデモクラットの要求、とりわけ都市の労働者の要求を基盤とする長期間にわたるキャンペーンの末に達成されたものであったことがわかるのである。⁽⁵⁷⁾とはいっても、ジャクソン流のデモクラットの多くは、かつては、ジェファソン流のリパブリカンであったといわれており、⁽⁵⁸⁾そこには、明らかに、ジェファソン流のリパブリカニズムから飛躍し断絶する面と同時に、継続する面とが含まれていたのである。又、ジェファソン流のリパブリカニズムの保守的な側面は、ナショナル・リパブリカン(National Republican)やウィッグ(Whig)らによって、ひきつがれることになりより進歩的な側面を受けついでジャクソン流のデモクラティックな運動に大きく影響されながらも、なおジャクソン流のデモクラットとは

一線を画する異った立場から公共学校制度確立のために大きな貢献をしていたということができるるのである。

このような極めてダイナミックなシチュエーションの中において、1779年にジェファソンによって起草された教育法案が、そのまま青写真として、他州における教育制度確立のための参考とされるといったことは、ありえないことであり、事実そのような意味におけるジェファソンの直接的な影響は、ほとんど見当らないといってよいのである。しかしジェファソンの自然の貴族制の考え方にもとづく教育制度に対する考え方そのものは、たとえ一時、大勢としては潜在的なものとなつたにしても、無視しがたい影響力をもつことになったといえるのである。

しかし、18世紀の後半ジェファソンによって考え出された自然の貴族制の考え方にもとづく教育制度確立の夢は、19世紀も後半に入るものには、ほぼその形を整えるまでになっているのである。しかしジェファソンの夢が実現される経過は、極めて屈折の多い、いりくんだ複雑なものであったのである。

すなわち、19世紀も極く初期の頃においては、1817年のミシガン大学の制度(The Catholepistemiad or University of Michigan), 1805年のニューオーリンズ大学の制度(The College of New Orleans), 初期のインディアナ教育制度等において特に顕著に見受けられるようにアメリカの教育制度は、フランスの教育制度の強い影響下にあったことがわかるのである。⁽⁵⁹⁾しかし、バッツやクレミンも指摘しているように、アメリカの教育制度はフランスの影響の下に州レヴェルにおける中央集権的な教育行政、国家目的のための一般普通教育(universal state education for national end), 思想の自由、世俗的教育(secular learning)等の考え方を確立していったといえるのである。⁽⁶⁰⁾しかし、その後19世紀も、20年代、30年代、40年代に入るにつれ、選挙権の拡大がみられ、それにともなつ

て、ジェファソン流の自然の貴族制は、そのリパブリカニズムと共に、非民主的傾向を内蔵するものであるとして、いわゆるジャクソン流のデモクラット達により厳しく非難されるところとなるのである。しかしてジェファソンの最も重視していた無月謝の公立小学校制度は皮肉にもジェファソン流のリパブリカニズムを否定するジャクソン流のデモクラットのうち教育を重視する分子であった都市労働者達によって、基本的人権の一つとして要求された時、はじめて確立されることになるのである。しかし、財産を持たぬ従って税金を納める力も持たなかつた都市労働者達の要求を、財産を持ち、納税能力もあり従つて、学校を設置し維持するための現実的な力となりうる者達のより保守的な教育要求と結びつけ、無月謝の公立小学校制度の確立へと導びいたものは、ホーリー・マンやヘンリー・バーナードらに代表される人道主義的立場に立つ教育行政の専門家達であったのである。しかもこれらの教育行政の専門家達は、彼等の運動をおし進めるインセンティヴを、ジェファソンにではなく、古い植民地時代のマサチューセッツの公教育制度や、プロシャの公教育制度に求めていたのである。⁽⁶¹⁾しかし、彼等の政治的立場は主としてナショナル・リパブリカン(National Republican)，つまり後のウィック(Whig)のそれであり、それは主としてジェファソン流のリパブリカニズムの保守的側面を受け継ぐものであり、オールド・リパブリカンの保守的分子とフェデラリストの残党からなるアメリカにおける保守主義者達のグループであつたとみることができるのである。もっともその体質が、ジャクソン流のリベラリズムの影響を受け、オールド・リパブリカンとは、かなり異った性格をもつものとなっていたことは否めない事実である。

ともかく、19世紀の70年代に、我国教育との大規模な交渉が開始されるまでに、アメリカの教育制度は、中等及び高等教育レベルにおいてはいまだ強い私的性を残してはいたが、

それでも一応、無月謝の公立初等学校であるコモン・スクールを基礎として、公立ハイスクール・州立大学と積みあげられるピラミッド型のラダーシステムが一応完成させていたとみると⁽⁶²⁾ができるのである。しかし、このようにして、一応その形を整えるに至つた、公共学校制度は、アメリカの伝統の一つとなつた美しい神話を作り出すことになつたのである。ハロルド・ラスキ(Harold J. Laski)は、この神話を次のように表現しているのである。

「この教育制度ほど大衆を説得して、丸太小屋からホワイト・ハウスに至る道が一筋に誰の前にも展けてゐるということを信じこませるだけでなく、誰でも社会のピラミッドの頂上にのぼる完全な機会をもつてゐるものだという信念まで受けいれさせる上で、力のあつたものはない。かりにナポレオンが一兵卒にお前の背嚢には元帥杖が入っているのだぞと信じこませようとしたとすれば、アメリカの学校は、ちょうど大志をいだいた有能な少年に、お前にもいつかはロックフェラー(John Dayidson Rockefeller)や、アスター(Johann Jakob Astor)とか、ヴァンダビルド(Vanderbilt)やヘンリー・フォード(Henry Ford)の名と一緒に、自分の名の挙げられる日がくるぞという夢を懐かずにはいられないように、仕上げ」⁽⁶³⁾られたのである。かくして、ジェファソンが確立しようとして努力した、自然の貴族制の考え方を基盤とする、公共学校制度は、19世紀の70年代までには、ジャクソン流のリベラリズムの影響を受け、極めて樂天的な性格を賦与されて、その形を整えることになり、青少年達にバラ色の夢を抱かせることになったのである。このようにして、アメリカの公教育制度についてバラ色の神話が作り出されたちょうどその頃に日米の教育交渉がはじめられたのである。このようなバラ色に輝く神話がまだ現実の力をもつていた公共学校制度の中に、いわゆる「馬鹿殿様」といった言葉に端的に表わされている政治体制、つまり、ジ

エフ・アソンの言葉を借りるならば、まさに「富と出生にもとづき、徳と才能のいずれをも欠いた人為の貴族制」⁽⁶⁴⁾の在り方の中で呻吟している能力ある若者が、解き放されたとして、その若者がどのような反応を示すか、容易に想像されるところである。又そのような開かれた世界で自己の才能を発揮することに、ある程度成功した者が再び閉ざされた世界につれもどされ、彼が開かれた世界で体験したことを閉ざされた世界に住む人々に話した場合、どのような反応が起るか、これ又容易に予想しうることなのである。

(注)

- (1) 「学制」制定に関する上申：大久保利謙「明治文化叢書」第8巻、教育編、風間書房、昭和36年(1961)P.23
- (2) 井上久雄：学制論考、風間書房、昭和38年(1963)P.147
- (3) 大久保利謙：明治文化資料叢書 op cit, P23
- (4) Ibid, P 23
- (5) Ibid P23
中島太郎：「近代日本教育制度史」岩崎書店昭和41年(1966)
5月30日 PP, 43~44
- (6) ただし、ここで注目すべきことはまず第一に初等教育レベルにおいて尋常小学(第27章)の他に女児小学(第26章)小学私塾(第23章)といくつかの種類の小学校を認めていることであり、第二に中等教育レベルにおいて師範学校(第39章)工業学校(第37章)商業学校(第38章)通弁学校(第35章)農業学校(第34章)諸民学校(33章)に関する規定を設けていることであり、第三に1873年(明治6年)4月新たに「学制二編追加」をつけ加えることにより、専門学校に関する規定が設けられていることである。これらの諸規定により「学制」におけるピラミッド型のラダーシステムは、現行制度のそれほどすっきりしたものではなく小學、中学、大学といった正規の学校系統の他に、いわゆる傍系的な学校系統を考えている。しかし、これらの例外規定がすぐさま「学制」の進歩性、近代性を否定するものでないことは確かなことであり、中島教授が指摘しておられるように「学制」は原則として、「小学中学、大学の三段階の学校からなる一連の系統的組織の形態を探る」、「統一学校理念に基づいて民主的に確立」された学校体制を採用するものであり「当時アメリカ合衆国を除いて英、仏、独等ヨーロッパの先進諸国が、いずれも二重学校体制を厳格に採用していたこと」と比べ「驚嘆に値する」ものであったのである。 Ibid, PP.43~44
- (7) Ibid, P 42
- (8) 尾形裕康：「学制実施経緯の研究」校倉書房1963年, PP. 98~134
- (9) Ibid, P. 138
- (10) Knight Edgar W.: A Documentary History of Education in the South Before 1860. Chapel Hill The University of North Carolina Press : 1950 Vol II PP. 142-150
- (11) そのなかには分数、小数、平方根、立方根の求め方が含まれており当時においてはこれらの数に関する知識はきわめて高等なものと考えられていた。
- (12) 「William and Mary College の特許状を修正する法案」
(Bills to amend the Charter of the College of William and Mary).
Knight, Edgar W., & Hall, O. L. Readings in American Educational History, Appleton Century Crofts Inc., New York 1951 PP. 186-191
- (13) Dr. William Small に関しては Simon Brian: Studies in the History of Education 1780-1870, Lawrence & Wishart, London, 1960, P. 19, P. 21
P. 31

- (14) Conant, James B: Thomas Jefferson and the Development of American Public Education: University of California Press: 1962, PP. 17-19
- (15) Martin, George H.: The Education of the Massachusetts Public School System : D. Appleton and Company: New York, 1894, PP. 21~22
- Conant, James B.,: Education and Liberty, The Role of the Schools in a Modern Democracy ; a Vintage Book: New York: 1952: PP. 10-12。コナントはこの「第一の訓育の書」のその後の影響力についても極く簡単ではあるけれどもふれてい る。
- (16) Butts, R. Freeman : A Cultural History of Western Education : McGraw-Hill Book Company, New York, 1955: P. 260
- (17) Cubberley Ellwood P.: Readings in the History of Education : Houghton Mifflin Boston : 1920, P. 280
- (18) Knight Edgar W.: A Documentary History : op cit, P 150 とくに後の役に立つ科学(the useful sciences)についての考え方については, Lee Gordon C . ed, Crusade against Ignorance : Thomas Jefferson on Education, Teachers College Columbia Univ 1962: PP. 104-138
- (19) Padover, Saul K.: Thomas Jefferson on Democracy: Appleton Century Crofts Inc: 1936
富田虎男訳; ジェファソンの民主主義思想: 有信堂, 1961;
- (20) Conant : Thomas Jefferson: op.cit., P. 17
- (21) 教育史編纂会: 「明治以降教育制度発達史」第1巻, 昭和13年(1938) PP. 120-123
- (22) Ibid., P. 156
- (23) この間の事情については, 中島太郎「近代日本教育制度史」op.cit.PP. 7~14, 22-23 参照のこと。
- (24) 被仰出書の中最後の語句より引用
又, 明治以前において学問をすることは俸禄や手当の給付まで与えられるべき奉公の一つであるという考え方方が, いかにも強かったか, しかししてそのような考え方方が, いかにも儒教思想に深く影響された考え方であったかについては,
鈴木博雄: 日本における公教育思想の特質—封建社会における政治と教育, 教育史学会紀要第5集日本の教育史学(講談社)昭和37年(1962)
- (25) 明治以降教育制度発達史: op.cit, 第1巻, P. 343
- (26) 中島太郎: 近代日本教育制度史: op. cit, P. 56
- (27) 吉野作造編: 明治文化全集, 第十巻, 教育篇, 昭和3年(1928)
- (28) 篠田英雄編: 岩波西洋人名辞典: 岩波書店: 昭和31年: P. 501
- (29) ちなみにも, ヌムールの子息 Eliuthie Irenee は王室火薬工場でラヴォアジエに指導を受け, 父と共にアメリカ亡命後デラウェアに火薬工場を建設今日のデュポン化学コンツェルンのもとをひらいた人である。
- (30) Knight,: Documentary History, op. cit., PP. 94-117
- (31) Ibid., PP. 272-296
- (32) Ibid., P. 262
- (33) 渡辺誠: コンドルセーフランス革命教育史—岩波新書参照
- (34) Cubberley, Ellwood P; Public Education in the United States, Houghton, Mifflin, 1947 P. 341
- (35) Conant : Thomas Jefferson : op. cit., P. 70
- (36) Butts,: A Cultural History of

- Western Education: op. cit., PP. 267—268, P 276—277
- (37) Ibid., PP. 314—315
- (38) 原文はLee, Gordon C.: op.cit., PP. 160—167に収録されている。なお、この手紙のすぐれた訳が、Lynn, Kenneth S., The American Society, George Bragiller Inc, New York, 1963 の翻訳、東京大学アメリカ研究センター大橋健三郎監訳; アメリカの社会; 東京大学出版会 1966 のPP. 68—74に掲載されているので使わせていただくことにした。
- (39) Lee, Gordon C.: op cit., P. 160
- (40) このようなジェファソンの考え方には、明らかにアメリカという新天地ではじめて生み出されたと考えられる面がある一方、その思想的根源をたどって行くならば、遠くギリシャの政治思想にまでさかのぼることができるものであり、それは、明らかにアリストテレスの政治思想の影響を受けるものであると共に、「ソロニアン・デモクラシー」に近い考え方であるとみることができる。しかし、このジェファソンの考え方そのものの政治思想史上の系譜並びに位置づけは、更に深い研究を要するものであり、後日を期したい。このことに関しては野村昭夫: 公教育による救い—アリストテレスにおける市民教育の問題 東北大学教育学部研究年報 XV 1967, PP. 112—113 参照
- (41) Lee, Gordon C., op. cit., P. 164 リン・ケネス編、大橋健三郎監訳: アメリカの社会: op. cit., P. 71
- (42) Knight: Documentary History op. cit., PP. 153—156
- (43) Laski, Harold, J: The American Democracy, George Allen and Unwin Ltd, 1847, 東宮隆訳: アメリカデモクラシー第一巻みすず書房: 昭和28年(1953)
- (44) Cubberley, Ellwood P.: State School Administration: Houghton Mifflin. Boston: 1929 P 67 The Ideas of a National University の参照
- (45) Butts, R. Freeman & Cremin, Lawrence A.: A History of Education in American Culture, Holt, Rinehart and Winston, New York, 1962 PP. 190—191
- (46) 現代におけるジェファソンの信奉者としては「アメリカの高等学校」(The American High School Today)の著者として知られるコナント博士(Dr. James Bryant Conant)をあげることができる。博士はすぐれたジェファソン研究家でもあり、本研究においてもしばしば引用することになる。 Thomas Jefferson and the Development of American Public Education, Univ of Calif Press, 1962 という著作もある。
- (47) Edwards, Newton & Richey Herman G.; The School in the American Social Order: Mifflin Company: Boston, 1963, P. 326
- (48) Demarest, William H.: A History of Rutgers College (1766—1924) : Rutgers College, 1924 PP. 208—209
- (49) Cubberley, Ellwood P.; Public Education in the United States, Houghton Mifflin Company: 1947; P. 101
- (50) Ibid, P. 196—198
- (51) Cubberley: Public Education in the United States: op.cit., P. 341, Butts and Cremin: op.cit., P 248
- (52) 楠田久雄: 米国高等教育制度に関する歴史研究(東北大学提出の未公刊学位論文) 1966年: P 447—448
- A Study of the Regents of the University of the State of New York: 1784—1949, Cornell Univ Press: New York; 1958: P. 9
- (58) Curti, Merle: The Social Ideas of American Educators Littlefield, Adams & Co.; Paterson: 1961: P. 46
- (54) Cubberley: Public Education in

- the United States : op.cit., P. 134
PP. 124-126, P. 155, P. 175 P. 376
- (55) Cubberley : Public Education in the United States, PP. 200-202
- (56) Ibid., PP. 173-174, Welter, Rush ; Popular Education and Democratic Thought in America ; Columbia Univ Press : New York, 1962, PP. 46-59
- (57) 西部の農民達は都市の労働者と同様、政治的には、ジャクソン流のデモクラシーの支持層となるが、彼等はかならずしも、より充実した教育を望んではおらず、明らかに、無償の公立小学校制度の確立とその充実のための障害となりブレーキとなったことは、見落しきぬ点である。
- Welter : Popular Education op.cit.,
PP. 104-105
- (58) Conant : op.cit., P. 10
- (59) Cubberley : Public Education in the United States : op. cit.,
PP. 341-342
- (60) Butts & Cremin : A History of American Culture : op. cit., P. 243
- (61) Conant ; Thomas Jefferson : op. cit., PP. 34-40
- (62) Cubberley : Public Education in the United States : op. cit.,
PP. 273-274
- (63) Laski 東宮訳 : op. cit., P. 48
- (64) Lynn ed., : 大橋健三郎他訳 : op. cit., P. 68